

不動産登記法 単独申請 宅建 H14-15-3 <#628>

【問】正誤をつけよ。

登記権利者及び登記義務者が共同して申請することを要する登記について、登記義務者が申請に協力しない場合には、登記権利者が登記義務者に対し登記手続を求める旨の判決を得れば、その登記義務者の申請は要しない。



【答え】正しい

《ポイント》 **単独申請** 【★基礎必須】



【原則】**共同申請主義**

権利に関する登記は、原則として、登記権利者と登記義務者が共同してしなければなりません（**共同申請主義**）。

【例外】**単独申請**

共同申請主義の例外として、以下のような場合、**単独**で登記を申請することができます。

- ① 登記手続きを命じる判決による登記
- ② 相続による登記
- ③ 登記名義人の氏名等の変更(更正)の登記
- ④ 所有权の保存の登記
- ⑤ 合併による登記